

札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)5月19日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(札幌市区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市区の設置等に関する条例(昭和46年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表札幌市白石区役所の項中「札幌市白石区本郷通3丁目北」を「札幌市白石区南郷通1丁目南」に改める。

(札幌市区民センター条例の一部改正)

第2条 札幌市区民センター条例(昭和48年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表1区民センターの項札幌市白石区民センターの目中「札幌市白石区本郷通3丁目北」を「札幌市白石区南郷通1丁目南」に改める。

(札幌市福祉に関する事務所設置条例の一部改正)

第3条 札幌市福祉に関する事務所設置条例(昭和46年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表札幌市白石区保健福祉部の項中「札幌市白石区本郷通3丁目北」を「札幌市白石区南郷通1丁目南」に改める。

(札幌市保健所及び保健センター設置条例の一部改正)

第4条 札幌市保健所及び保健センター設置条例(平成9年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表札幌市白石保健センターの項中「札幌市白石区本郷通3丁目北」を「札幌市白石区南郷通1丁目南」に改める。

(札幌市児童福祉施設条例の一部改正)

第5条 札幌市児童福祉施設条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のよう

に改正する。

別表 1 保育所の項中「札幌市白石区本郷通 3 丁目北」を「札幌市白石区南郷通 1 丁目南」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(理 由)

白石区役所、白石区民センター、福祉に関する事務所である白石区保健福祉部、白石保健センター及び白石区保育・子育て支援センターの位置を新築する白石区複合庁舎に変更するため、本案を提出する。